

【重要】農耕作業用トレーラの課税について

富良野市

農耕作業用トレーラをお持ちの方は申告にご注意ください！

令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施工規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1大型特殊自動車の項第1号口に掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されたことに伴い、同表中小型特殊自動車の項第2号に該当する農耕作業用トレーラについては、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、小型特殊自動車として軽自動車税の課税対象となることとなりました。

○農耕作業用トレーラの判断基準

農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農耕機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車としています。

○軽自動車税の対象となる農耕作業用トレーラについて

「農作業機を装着した・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック（農林水産省作成）」に示す条件を満たした公道を走行することが可能な農耕作業用トレーラが軽自動車税の課税対象となります。

該当する農耕作業用トレーラについては、ほかの小型特殊自動車と同様、ナンバーの登録が必要となりましたので、市役所税務課市民税係にて申告をしてください。

また、軽自動車税で課税する農耕作業用トレーラは償却資産の申告対象外となるため、償却資産の種類別明細書に記載されている場合は削除してください。なお、軽自動車税に該当しない場合は引き続き償却資産として申告していただきます。

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

参考

		小型特殊自動車	
		農耕作業用	その他
車両の大きさ	長さ	制限なし	4.7m以下
	幅	制限なし	1.7m以下
	高さ	制限なし	2.8m以下
最高速度		時速 35 km未満	時速 15 km未満
総排気量		制限なし	制限なし

トレーラタイプ農作業機の例



マニュアルスプレッド
(堆肥散布機)

※(株)アスカHPより引用



スプレーヤ
(薬剤散布機)

※(株)やまびこHPより引用

※国土交通省ホームページより引用

富良野市役所税務課（直通）

0167-39-2302